

## 権利化支援に関する契約書（案）

（申請機関）（以下「申請機関」という。）は、以下に掲げる出願（以下「基礎出願」という。）に基づく特許権取得及びその実施について、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の費用支援を受けるために、権利化支援に関する契約約款を理解し、ここに権利化支援に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. 科学技術振興機構整理番号： （申請番号）
2. 案件名： （案件名）
3. 優先権主張の基礎となる国内出願（基礎出願）：

（出願番号）

（出願人）

#### 4. 支援対象

区分	国又は出願 [出願別整理番号]	支援割合
（出願ルート）	（採択国） [（申請番号） -（機関コード） -（国コード） ]	（支援割合）

上記を証するため、本契約を作成し、機構及び申請機関は記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

機構 東京都千代田区四番町5 - 3サイエンスプラザ  
国立研究開発法人科学技術振興機構  
分任契約担当者 知的財産マネジメント推進部長 原口 亮治

申請機関

## 権利化支援に関する契約約款

### (定義)

第1条 本契約における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「本出願」とは、本契約に記載された基礎出願に基づく優先権主張を伴う出願の内、本契約にその支援対象として定められたものをいう。
- (2) 「本指定国移行手続き」とは、特許協力条約（以下「PCT」という。）第22条（1）に基づく指定官庁（欧州特許庁も含む）への手続きの内、本契約にその支援対象として定められたものをいう。
- (3) 「締約国の指定」とは、欧州特許出願に際して申請機関が行う欧州特許条約締約国の指定のうち、本契約にその支援対象として定められたものをいう。
- (4) 「本特許権」とは、本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定を経て生じる特許権をいう。
- (5) 「支援対象国」とは、本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定を行うことによって本特許権が成立する国をいう。
- (6) 「支援割合」とは、本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定における申請機関の持分比率あるいは費用負担率のうちいずれか低い比率をいう。
- (7) 「実施料収入」とは、一時金、ランニングロイヤリティ、不実施補償金、技術開示料オプションフィー、その他名称を問わず本特許権又はその特許を受ける権利に関して申請機関が第三者から收受した対価をいう。
- (8) 「支援期間」とは、本出願及び本指定国移行手続き又は締約国の指定に関する審議を行った機構の知的財産審査委員会の開催日以降、本契約の終了日までの期間をいう。
- (9) 「費用支出終了日」とは、第3条に基づき申請機関が機構に請求可能な費用の請求書発行日（現地代理人の請求書発行日。現地代理人を介さない手続きの場合は国内代理人の請求書発行日。以下次号について同じ。）の期限をいう。
- (10) 「請求期限」とは、第3条に基づき申請機関が機構にその費用を請求することができる期限をいう。
  - イ 支援期間内においては請求書発行日から1年が経過した日
  - ロ 機構による支援継続要否判断の結果支援終了となる場合においては機構の指定する日
  - ハ 申請機関からの支援終了申請がなされた場合においては機構の指定する日
- (11) 「年度」とは、機構の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

### (権利確保・実施許諾に関する努力等)

第2条 申請機関は、速やかに基礎出願に基づく本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定に関する手続きを開始する。

- 2 申請機関は、有用な権利の確保に努めるとともにその経済性にも配慮する。
- 3 申請機関は、本特許権が実施されるよう最大限努力する。

### (費用支出)

第3条 本特許権を成立させるために申請機関が支払った費用のうち、支援期間開始日から費用支出終了日までの間に発生した費用であって、別紙1「支援対象外費用」に該当せず且つ機構が認める費用について、本契約4. 支援対象に記載された申請機関の支援割合に対応する額のうち80%を、機構が申請機関に支出する。

- 2 申請機関は、前条に定める本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定の後、前項に定める機構からの支出を受けるため、機構が別途定める様式及び必要書類により、費用発生の都度速やかに機構に請求を行うものとする。請求期限内に機構に請求書が到達しなかった費用については、申請機関はその支出を機構に求めることができない。但し、年度末等で機構から申請機関に別途請求書送付期間を指定する場合には、通知する指定期間内に申請機関は機構に請求を行うことができる。
- 3 別紙1に記載する支援対象外費用の他、申請機関の手続きの瑕疵により生じた費用、本契約の趣旨に照らして不適切な用途に支出された費用及び支援対象費目であることが判別できる情報の付され

ていない費用は支援対象外費用とする。

- 4 著しく高額な請求については、機構が申請機関に個別に内容を確認し、支援対象外とする場合がある。

(費用支出の終了)

第4条 機構は、各支援対象国において次の各号の一の事由が生じた場合には、第3条に基づく機構の費用支出の全部又は一部を終了するものとし、括弧書きがあるときはそれぞれ括弧書きに定める日を、それ以外については機構が定める日をもって費用支出を終了する。

- (1) 支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権が申請機関から第三者に対し譲渡された場合  
(申請機関による譲渡申請日)
  - (2) 支援対象国において、拒絶査定が確定した場合、放棄、出願取り下げがなされた場合、もしくは本特許権について無効が確定した場合
  - (3) 機構が支援対象国における本出願についての本指定国移行手続きに関して支援すべきでないと判断した場合
  - (4) 本出願において、本指定国移行手続きをせずに指定国移行期限が到来した場合(基礎出願日から3年が経過した日)
  - (5) 本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定において、申請機関からの支援終了申請がなされた場合(申請機関による終了申請日)
  - (6) 申請機関が本契約の条項に違反した場合
  - (7) 主務官庁からの指示、行政指導又は財政上の問題等により機構が本契約に基づく支援を行うことが困難な状況に至った場合
  - (8) その他機構が必要と判断した場合
- 2 機構は、原則として基礎出願日から4年が経過した時点以降、適宜、費用支出継続の必要性について支援対象国毎に検討し、その唯一の裁量に基づき必要性が低いと判断した場合には、申請機関にその旨通知の上、以降の費用支出を行わない。

(報告)

第5条 申請機関は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき又は生ずるおそれがあるときは、速やかにその内容を機構に報告しなければならない。

- (1) 支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権の第三者への実施許諾。但し申請機関は本契約の終了日までは第2項の報告をもって代替できる。
  - (2) 支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権の第三者への譲渡
  - (3) 支援対象国における本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定における拒絶査定確定又は放棄、出願取り下げ若しくは本特許権の無効の確定
  - (4) 申請機関の所在地の変更、名称の変更
  - (5) 申請機関の解散、合併、会社分割、営業譲渡などの組織再編
  - (6) その他申請機関に著しい変動を来すおそれのある事由であって前各号に準ずると認められる事由
- 2 申請機関は、契約締結日から契約終了日まで年度ごとに、支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権につき、所定の様式によるライセンス活動状況等報告書を機構に対し提出しなければならない。

(秘密保持)

第6条 機構及び申請機関は、本契約の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び業務上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。但し、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。

- 2 機構及び申請機関は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約において秘密情報とし

て扱わない。

- (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
  - (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
  - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
  - (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に取得したことを証明できる情報
  - (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報
- 4 機構及び申請機関は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要且つ相当な範囲でこれを開示することができる。但し、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。

(協議)

第7条 本契約の各条項について疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、機構及び申請機関で誠実に協議する。

(契約解除)

第8条 機構及び申請機関は、以下に掲げる場合、何らの催告を行うことなく本契約の全部又は一部を直ちに解除できるものとする。

- (1) 相手方が本契約に違反し、当該違反行為の是正を書面で催告し、60日以内に当該違反行為が是正されない場合
- (2) 違反行為が客観的に治癒不可能である場合
- (3) 本出願、本指定国移行手続き若しくは締約国の指定又は機構からの費用支援を受けるに際し、申請機関が偽りその他不正の手段により出願、申請、その他の手続きをしたことを機構又は申請機関が認定した場合
- (4) 申請機関が機構に対し、本契約に基づく費用を偽りその他不正の手段により請求したことを機構又は申請機関が認定した場合
- (5) 申請機関につき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算その他倒産手続開始の申し立てが行われた場合
- (6) 機構又は申請機関が解散した場合
- (7) 機構若しくは申請機関若しくはその役員が反社会的勢力であること又は反社会的勢力であったことが判明した場合
- (8) 機構若しくは申請機関若しくはその役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること又は関係を有していたことが判明した場合

(費用の返還)

第9条 申請機関は、以下に掲げる場合、本契約の解除の有無にかかわらず、機構の指定する日までに、機構が支出した費用の全部又は機構が定める一部を一括して返還しなければならない。

- (1) 申請機関が本契約に基づく費用の支出以外の外国特許出願促進を主目的とする国費又は国費を財源とする資金により本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定の費用の支援を重複して受けていたとき
- (2) 申請機関が本契約に違反したとき
- (3) 第3条第1項の規定に基づき機構が支出対象として認めるべきでなかった費用又は第3条第3項の規定に基づき支援対象外費用とされるべき費用が過誤により支出されていたことが判明したとき
- (4) 支援対象国における出願費用の全部又は一部が特許庁（外国の特許庁を含む。）又は代理人から返金されたとき
- (5) 前条（3）乃至（8）により機構が本契約を解除したとき

(本契約の終期)

第 10 条 本契約は、第 4 条に基づき機構による費用支出が終了したときに終了する。この場合、本契約の終了日は、第 4 条第 1 項 (4) を除き機構が指定する日とし、第 4 条第 1 項 (4) の場合は次項各号の一の事由が生じた日とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一の事由が生じた日をもって、本契約は終了するものとする。

(1) 本出願が PCT 出願の場合、基礎出願日から 3 年が経過した年度の翌年度の 6 月末日

(2) 本出願が PCT 非加盟国への出願又は本指定国移行手続き又は締約国の指定の場合、基礎出願日から 8 年が経過した年度の翌年度の 6 月末日

(3) 本特許権が全ての支援対象国において消滅する日

3 第 1 項若しくは前項 (1) 若しくは (2) に基づく契約の終了の場合又は第 8 条に基づく契約解除の場合、第 5 条第 1 項 (1) 及び (2) 並びに第 6 条の規定は、本契約の終了後も存続するものとする。但し、その存続期間は、本特許権が全ての支援対象国において消滅するまでとする。

4 第 2 項 (3) に基づく契約の終了の場合、第 6 条の規定は、契約終了後 5 年間存続するものとする。

5 第 1 条及び第 9 条の規定は、本契約の終了後も存続するものとする。

#### 別紙 1 支援対象外費用

1) 日本国出願に関する費用

- ・但し、PCT 出願の支援案件について、日本国への移行書面の提出 (PCT19 条補正・34 条補正の写しの提出を含む) に係る公的費用及び付随する代理人費用は支援対象

2) 分割出願手続きに関する費用

- ・但し、手続を行うかどうかの事前検討費用は支援対象

3) 審判請求に関する費用

- ・但し、手続を行うかどうかの事前検討費用は支援対象

4) 訴訟、その他紛争処理に関する費用

5) 登録維持年金、その他特許料が納付された後の費用

- ・但し、登録料に登録維持年金が含まれる場合の当該登録維持年金は支援対象

6) 1 言語につき税抜き 100 万円を超える翻訳費用のうち、100 万円を超える部分の金額

7) 日当、交通費

8) 消費税